

香川県言語聴覚士会 会報

KAGAWA SPEECH-LANGUAGE-HEARING THERAPISTS ASSOCIATION NEWSLETTER

発行所/ 一社) 香川県言語聴覚士会

年度初めの挨拶

会長 武島 章

令和2年度がスタートしました。しかし誰も予想だにできなかった重苦しい雰囲気の中でのスタートとなってしまいました。

皆さんそれぞれの職場で新型コロナウイルス感染症への対応で日々ご苦労なさっていることと思います。患者さんや利用者さんを感染症から守ることは当然ですが、ご自身やご家族の感染対策にもどうぞ十分ご留意ください。

県士会の事業も残念ながら、感染収束の目処が立つまでは大部分を休止あるいは延期せざるを得ません。しかし皆さんのお力を必要とする時がいつか必ずやって来ます。

自分自身のスキルアップのために、同じ言語聴覚士の仲間を支えるために、そして何より言語聴覚士を必要とする方々とその家族のために県士会があります。言語聴覚士を必要とするのは、皆さんの職場を利用する方々ばかりではありません。支援が終了となった方、支援を受けたくても受けられない方、支援があることすら知らない方。地域に暮らすそうした方々の役に立てるよう、私たちが職場を超えてやるべきことがたくさんあります。

新型コロナウイルス感染症が収束し、皆さんと様々な場所でお会いできる日が一日も早く来ることを願ってやみません。その時にはどうぞ、また県士会に力を貸してください。

皆さん自身のため、仲間のため、そして私たちが必要としてくれている方々のために。

地域医療部について

地域医療部 部長 合田 佳史

地域医療部は、①地域包括ケアシステム委員会、②訪問リハビリ研修委員会、③災害リハビリテーション委員会、④失語症カフェ準備委員会(失語症者向け意思疎通支援者養成事業委員会が特別委員会として新設され名称変更)、⑤学校教育委員会、⑥医療連携・介護保険委員会、⑦こどもサポート委員会の7つの委員会で組織されております。

地域包括ケアシステムの構築の一翼として、我々言語聴覚士の専門性を高めることはもちろん、香川県民の保険・医療福祉の発展充実に寄与することが望まれており、今後ますます活動が広まっていくことが予測されます。

令和2年度の活動予定

昨年度同様、地域包括ケアシステム委員会、訪問リハビリ研修委員会、災害リハビリテーション委員会、こどもサポート委員会では PT、OT 協働で各種研修会を企画しております。

昨年度は県内において地域ケア会議に ST が参集されるケースが増えてきております（県士会 HP に事例集を UP しております）。特に、地域包括ケアシステム委員会では、地域ケア会議を含め地域で活躍できるセラピストの育成の場となる研修が多数あります。

新型コロナウイルスの感染拡大をうけて各研修会の開催については現時点で不透明な部分もありますが、都度、メーリングリストにて連絡差し上げますので、開催予定となった際は、積極的な参加をお願いいたします。失語症カフェ準備委員会では、今年度も失語症者や家族の集いの場として「失語カフェ」を継続してまいります。また、今年度、香川県から委託を受けた「失語症者向け意思疎通支援者養成事業」の研修の場として、失語症者向け意思疎通支援者養成事業員会と連携して準備を進めていきます。ボランティアについても随時 ML 等でご案内させていただきますので特に若い先生方のご協力をお待ちしております。

地域医療部活動への積極的な参加・ご協力をお願い致します!!

学術企画部について

学術企画部 部長 綾田 永治

我々学術企画部は、東讃、高松、中讃、西讃の各ブロックより部員を選出し、現在 5 名で活動しています。活動内容としては、県士会会員の学術的な知識や技術の向上を目的に、学術集会、講演会、研修会の企画を主に行っています。

昨年度は、12 月にはしもとクリニック経堂院長、橋本圭司先生をお招きして、「子どもと大人の発達障害」と題してご講演頂きました。発達障害の基本的な知識と対応、そして先生がご経験された大変貴重なお話を聴講することができた、とても有意義なご講演でした。

また、学術企画部が主催する研修会では、各施設の紹介と、普段思っている疑問を成人のグループ、小児のグループに分かれて検討し、全体で意見交換をしました。施設紹介ではそれぞれの施設の特徴や仕事内容が分かり、より横のつながりを持ちやすくなったと思いました。また、アンケートでは他の施設の紹介も聞いてみたいといった内容もありました。疑問に対する意見交換ではその場で解決できない問題もありました。しかし、各施設で同じような内容で困り悩んでいる事が分かり、悩みを共有することで気持ちが軽くなったといった意見もありました。

最後に、この先生の講演が聞きたい！、こんな企画をやってほしい！、などなど学術企画部にご要望がありましたらアンケートにご記入下さい。（アンケートは総会や研修会等で配布しています）

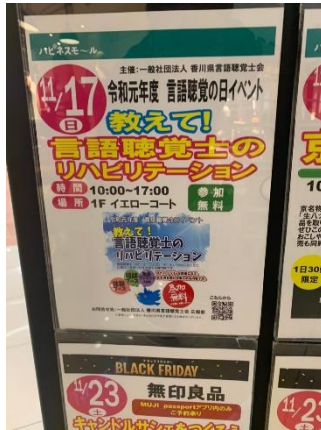
今後も、会員の皆様方に有益な学術活動の場を提供できるよう部員一同奮励しますので、ご協力いただけますようよろしくお願い致します。

広報部について

広報部 部長 古川 勝規

広報部は各ブロックから選出された1名と代表1名の計5名で活動しており、言語聴覚の日のイベント、ホームページ、広報誌などを媒体として、県士会員や地域の方々に向けて当県士会の広報、言語聴覚療法の啓発に努めています。今年度からは賛助会員を募りますので、これまで以上に県士会の活動を報告し、多くの方に知っていただければと考えています。

○言語聴覚の日のイベント イオンモール綾川にてブースを出展



○ホームページの運営

研修会や講演会の案内、STのいる病院・施設一覧などを掲載しています。



一般社団法人 香川県言語聴覚士会
Kagawa Speech Language Hearing Therapists Association



その他、会員名簿や活動に関する資料も会員のページに掲載しておりますので、更新の際はぜひ見てください。

○広報誌の発行 今年度より4、7、10、1月の計4回発行する計画をしています。



令和2年度診療報酬改定について

回生病院 古川 勝規

令和2年度診療報酬改定について言語聴覚士が関係している部分をまとめてみました。

〇「回復期リハビリテーション病棟入院料」に係る見直し

令和2年度診療報酬改定 Ⅲ-1 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価 -③-

回復期リハビリテーション病棟入院料に係る見直し

実績要件の見直し

- 入院料1及び入院料3におけるリハビリテーション実績指数について、その水準を見直す。
 - ・入院料1：リハビリテーション実績指数（現行）37 →（改定後）40
 - ・入院料3：リハビリテーション実績指数（現行）30 →（改定後）35

施設基準の見直し

- 入院料1について、常勤の専任管理栄養士の配置を必須とするとともに、入院料2～6についても、配置が望ましいこととする。

日常生活動作の評価に関する取扱いの見直し

- 入院患者に対して、入院時のFIM及び目標とするFIMについて、リハビリテーション実施計画書を用いて説明する。
- 入院時及び退院時の患者のADLの評価に用いる日常生活機能評価について、FIMに置き換えてもよいこととする。

入院患者に係る要件の見直し

- 入院患者に係る要件から、発症からの期間に係る事項を削除する。

効果的なリハビリテーションの提供の推進



適切な栄養管理の推進



入院時における適切なADLの評価と説明



17

実績指数の改定をはじめ、算定要件で FIM での評価、施設基準で FIM の改善や管理栄養士の常勤配置が見直されています。

〇「がん患者リハビリテーション料」の要件等の見直し

令和2年度診療報酬改定 Ⅱ-7-7 患者の早期機能回復のための質の高いリハビリテーション等の評価 -⑧-

がん患者に対するリハビリテーションに係る見直し

がん患者リハビリテーション料の見直し

- がん患者リハビリテーション料の算定対象となる患者について、対象疾患等による要件から、実施される治療等による要件に見直す。

現行	改定後
ア 食道がん、肺がん、縦隔腫瘍、胃がん、肝臓がん、胆嚢がん、膵臓がん又は大腸がんと診断され、当該入院中に閉鎖循環式全身麻酔によりがんの治療のための手術が行われる予定の患者又は行われた患者 イ 舌がん、口腔がん、咽頭がん、喉頭がんその他頭部リンパ節郭清を必要とするがんにより入院し、当該入院中に放射線治療若しくは閉鎖循環式全身麻酔による手術が行われる予定の患者又は行われた患者 ウ 乳がんにより入院し、当該入院中にリンパ節郭清を伴う乳房切除術が行われる予定の患者又は行われた患者 エ 術後に清創期の運動障害等を起こす可能性がある患者 オ 骨軟部腫瘍又はがんの骨転移に対して、当該入院中に患肢温存術若しくは切断術、創外固定若しくはピン固定等の固定術、化学療法又は放射線治療が行われる予定の患者又は行われた患者 カ 原発性脳腫瘍又は転移性脳腫瘍の患者であって、当該入院中に手術若しくは放射線治療が行われる予定の患者又は行われた患者 キ 当該入院中に化学療法若しくは造血幹細胞移植が行われる予定の患者又は行われた患者 ク 当該入院中に骨髄抑制を来し得る化学療法が行われる予定の患者又は行われた患者 ケ 緩和ケアを目的とした治療を行っている進行がん又は末期がんの患者であって、症状の増悪により入院している間に在宅復帰を目的としたリハビリテーションが必要なもの	ア 当該入院中にがんの治療のための手術、骨髄抑制を来しうる化学療法、放射線治療又は造血幹細胞移植が行われる予定の患者又は行われた患者 イ 緩和ケアを目的とした治療を行っている進行がん又は末期がんの患者であって、症状の増悪により入院している間に在宅復帰を目的としたリハビリテーションが必要なもの

【現行】

【がんの種類】	【治療方法】
● 食道がん、肺がん 等	● 全身麻酔による手術
● 口腔がん、咽頭がん 等	● 放射線治療
● 血液腫瘍	● 化学療法 ● 造血幹細胞移植

【改定後】

【がんの種類】	【治療方法】
がんの種類による規定を削除	● 手術 ● 骨髄抑制を来しうる化学療法 ● 放射線治療 ● 造血幹細胞移植

を予定又は行われた患者

27

リハビリテーション料の算定対象が実施される治療方法による要件に改定されています。

〇「疾患別リハビリテーション料」に係る計画書と評価項目等の要件見直し

令和2年度診療報酬改定 II-7-7 患者の早期機能回復のための質の高いリハビリテーション等の評価 -②-

疾患別リハビリテーション料の見直し

疾患別リハビリテーションの取扱いの見直し

➤ 急性期から回復期、維持期・生活期まで一貫したリハビリテーションの提供を進めるとともに、疾患別リハビリテーションに係る事務手続きを簡素化するため、疾患別リハビリテーションの通則等について、以下のとおり見直す。

- 「リハビリテーション実施計画書」の位置づけを明確化する。
 - 疾患別リハビリテーションの実施に当たっては、リハビリテーション実施計画書を作成すること。
 - リハビリテーション実施計画書の作成に当たり、ADL項目として、BI又はFIMのいずれかを用いること。
- リハビリテーション実施計画書の作成は、疾患別リハビリテーションの開始後、原則として7日以内、遅くとも14日以内に行うこととする。
- リハビリテーション実施計画書の作成前に行われる疾患別リハビリテーションについては、医師の具体的な指示の下で行われる場合等に限り、疾患別リハビリテーション料を算定できることとする。

【現行】

【改定後】

24

リハビリテーション実施計画書の作成の時期と作成以前のリハビリテーションの実施について明記されています。

〇「呼吸器リハビリテーション料」「難病患者リハビリテーション料」の見直し

〇「脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅱ」の要件等の見直し

令和2年度診療報酬改定 II-7-7 患者の早期機能回復のための質の高いリハビリテーション等の評価 -③、④、⑦-

リハビリテーションに係る施設基準の見直し

呼吸器リハビリテーション料及び難病患者リハビリテーション料の見直し

➤ 呼吸器リハビリテーション料の実施者に言語聴覚士を追加する。

現行	改定後
<p>【算定要件】</p> <p>(4) 呼吸器リハビリテーション料は、医師の指導監督の下で行われるものであり、理学療法士又は作業療法士の監視下に行われたものについて算定する。また、専任の医師が、直接訓練を実施した場合であっても、理学療法士又は作業療法士が実施した場合と同様に算定できる。</p>	<p>【算定要件】</p> <p>(4) 呼吸器リハビリテーション料は、医師の指導監督の下で行われるものであり、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の監視下に行われたものについて算定する。また、専任の医師が、直接訓練を実施した場合であっても、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が実施した場合と同様に算定できる。</p> <p style="font-size: small;">※施設基準も併せて見直す。</p>

➤ 難病患者リハビリテーション料の施設基準に言語聴覚士を追加する。

現行	改定後
<p>【施設基準】</p> <p>(2) 専従する2名以上の従事者（理学療法士又は作業療法士が1名以上であり、かつ、看護師が1名以上）が勤務していること。</p>	<p>【施設基準】</p> <p>(2) 専従する2名以上の従事者（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1名以上であり、かつ、看護師が1名以上）が勤務していること。</p>

脳血管疾患等リハビリテーション料の見直し

➤ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)の施設基準に、言語聴覚療法のみを実施する場合の規定を設ける。

【施設基準】

言語聴覚療法のみを実施する場合は、(中略)以下のアからエまでの基準を全て満たす場合は、脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)の基準を満たすものとする。

ア 専任の常勤医師が1名以上勤務していること。(中略)

イ 専従の常勤言語聴覚士が2名以上勤務していること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専従の非常勤言語聴覚士を2名組み合わせることにより、常勤言語聴覚士の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤言語聴覚士が配置されている場合にはこれらの非常勤言語聴覚士の実労働時間を常勤換算し常勤言語聴覚士数に算入することができる。ただし、常勤換算し常勤言語聴覚士数に算入することができるのは、常勤配置のうち1名までに限る。

ウエ (略)

25

呼吸器リハビリテーション料については実施職種に言語聴覚士が追加されており、脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)については施設基準に言語聴覚療法のみを実施する場合の施設基準が新設されています。

○摂食機能療法の経口摂取促進加算の要件及び評価の見直し

令和2年度診療報酬改定 II-3 地域との連携を含む多職種連携の取組の強化 ⑦

多職種チームによる摂食嚥下リハビリテーションの評価

摂食機能療法の加算の見直し

▶ 摂食嚥下障害を有する患者に対する多職種チームによる効果的な介入が推進されるよう、摂食機能療法の経口摂取回復促進加算について要件及び評価を見直す。

現行	改定後
<p>【摂食機能療法】</p> <p>経口摂取回復促進加算1 185点 経口摂取回復促進加算2 20点 （治療開始日から6月を限度として摂食機能療法に加算）</p> <p>【算定対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鼻腔栄養を実施している患者（加算1のみ） 胃瘻を造設している患者 <p>【算定要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 内視鏡嚥下機能検査又は嚥下造影を実施（月1回以上） 検査結果を踏まえ、多職種カンファレンスを実施（月1回以上） カンファレンスの結果に基づき、リハビリテーション計画の見直し、嚥下調整食の見直しを実施 <p>【施設基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 専従の常勤言語聴覚士 1名以上 加算1: <ul style="list-style-type: none"> 胃瘻新設の患者 2名以上 鼻腔栄養又は胃瘻の患者の経口摂取回復率 35%以上 加算2: <ul style="list-style-type: none"> 胃瘻の患者の経口摂取回復率 30%以上 	<p>【摂食機能療法】</p> <p>摂食嚥下支援加算 200点 （週1回に限り摂食機能療法に加算）</p> <p>【算定対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 摂食嚥下支援チームの対応によって摂食機能又は嚥下機能の回復が見込まれる患者 <p>【算定要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 摂食嚥下支援チームにより、内視鏡下嚥下機能検査又は嚥下造影の結果に基づいて、摂食嚥下支援計画書を作成 内視鏡下嚥下機能検査又は嚥下造影を実施（月1回以上） 検査結果を踏まえ、チームカンファレンスを実施（週1回以上） カンファレンスの結果に基づき、摂食嚥下支援計画書の見直し、嚥下調整食の見直し等を実施 <p>【施設基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 摂食嚥下支援チームを設置 <ul style="list-style-type: none"> * の職種は、カンファレンスの参加が必須 専任の常勤医師又は常勤歯科医師 * 専任の常勤薬剤師 * 専任の常勤看護師（経験5年以上かつ研修終了） * 専任の常勤管理栄養士 * 専任の常勤言語聴覚士 * 専任の理学療法士又は作業療法士 * 入院時及び退院時の嚥下機能の評価等について報告

経口摂取回復促進加算が摂食嚥下支援加算となり、摂食嚥下支援チームやカンファレンスなどの算定要件や施設基準が新設されています。

厚生労働省の特設サイト (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00027.html) の改定の概要(特設サイト1.個別改定項目について)に算定要件や施設基準について詳細に書かれていますので、説明資料(特設サイト 2.令和 2 年度診療報酬改定説明資料等について)や事務連絡の疑義解釈とあわせてご確認ください。

新型コロナウイルス感染症について

各医療団体の診療指針について掲載されているサイトです。ご参考にしてください。

新型コロナウイルス感染症にかかる臨床業務における基本的対応事項(日本言語聴覚士協会)
https://www.japanslht.or.jp/article/article_1213.html

新型コロナウイルス感染症流行期における嚥下障害診療指針(日本嚥下医学会)
<http://www.ssdj.med.kyushu-u.ac.jp/new/detail/?masterid=113>

新型コロナウイルス感染症について(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html